

令和8年9月11日

各関係機関の長 殿

静岡労働局雇用環境・均等室長

「年次有給休暇取得促進期間」(10月)における周知の御協力の依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇は、正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、法律の要件を満たしているすべての労働者に付与されるものであり、その取得率につきましては、令和6年に66.9%と、前年より1.6ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。

このため、厚生労働省では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための集中的な取組を行うこととしました。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌やホームページへの掲載等による周知に御協力を賜りますよう、よろしく御願いたします。

広報誌等への掲載にあたっては、別添の文例を御活用ください。また、リーフレットの電子データは下記「年次有給休暇取得促進特設サイト」に掲載しておりますが、紙媒体での追加の送付を御希望される場合は、下記担当まで御連絡ください。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



以 上

担 当

静岡労働局 雇用環境・均等室 樋口

電 話 054-252-5310

(文例)



もっと自分らしい
働き方
休み方
Refresh/

年休とって
のんびりな秋。

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方
を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を
活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

10月 は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

年次有給休暇は、正社員、パートタイム労働者、シフト制労働者などの区分に関係なく、法律の要件を満たしているすべての労働者に付与されます。

これらすべての労働者の年次有給休暇の取得促進のためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇^(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

(年次有給休暇取得促進特設サイト URL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

(シフト制労働者について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html

(※) シフト制労働者に係る年次有給休暇について、その円滑な取得を図ること等を目的として、令和8年6月に留意事項が改正されています。詳しくはこちらをご確認ください。